

爲鷹餌不可用鼈龜并蛇也。既爲水上山仕者儼然之處、不存其惶之族、忽ニ神罰不可遁也。於自今以後、堅固所加制止也。鳥屋飼已下之時、以禽獸計不飼得者、鷹不可所持也。若猶背此禁制、有求鼈龜之族者、至侍者可被收、公恩給地、無所帶者、則可被追放也。至凡下之輩者、隨見出聞、出即時於其場或留置其身、或隨事之體、可討戮之由、所被仰出也。乃壁書如件。

長享元年九月日

〔北條五代記〕<sup>八</sup>大龜陸へあがる事

聞しはむかし、關東管領上杉憲政と北條平の氏康と、弓矢を取てやん事なし、然るに公方晴氏公、上杉と一味し、天文十四年の春、武州河越氏康城を大軍をもて取まき責る。<sup>○中</sup>氏康此上は一合戦し、運を天にまかせ、宿意を達せんとおもひ定めらる、によつて、伊豆箱根兩所權現三島大明神へ御祈禱の義あり。<sup>○中</sup>當所松原大明神宮寺にて護摩を修し、善行をつくし給ひぬ、然所におなじき年三月廿日の日中、大龜一、小田原浦真砂地へはひあがる、町人は是をあやしみ、とらへ持來て、松原大明神の池の邊にをく、八人が力にてもちわづらふ程也。氏康聞召、大龜陸地へあがる事、目出度瑞相なりとて、卽刻宮寺へ出御有て、龜を見給ひ、仰にいほく、天下泰平なるべき前表には、鳥獸甲出現する往古の吉例おほし、是ひとへに當家平安の奇瑞かねて神明の示す所の幸なりと、御鏡を取よせ、龜の甲の上に是をおかしめ給ひ、それ龜鏡と云事は、さしあらはして隠れなき目出度いはれありと、御感悅な、めならず、竹葉宴醉をす、め、一家一門ことごとく參集列候し、盃酒數順に及ぶ、萬歳の祝詞をのべ給ひてのち、件の龜を大海へはなつべしと有しかば、海へぞはなちける、此龜小田原の浦をはなれずうかびて見ゆる。<sup>○下</sup>

〔新著聞集〕<sup>十五</sup>鼈死活をしる

本多隱岐守殿家來渡邊源兵衛妻のいたはりに沼龜を喰せば、然るべき事にてと有ければ、龜六